

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日）を除く、午前9時から午後6時（電子入札の場合）。又は、午前8時30分から午後5時15分（紙入札の場合（下記4.（1）の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表1. のとおりとする。

平成29年2月9日

分任支出負担行為担当官

東北地方整備局

郡山国道事務所長

大村 敦



1. 工事概要

- (1) 工事名 会津地区電気設備等維持補修工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 郡山国道事務所 会津若松出張所管内
- (3) 工事内容 道路照明維持補修工 1式
電気設備等維持補修工 1式
光ケーブル敷設作業 1式
- (4) 工期 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (5) 工事実施形態

本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

- ① 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
- ② 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））の適用工事である。
- ③ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- ④ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- ⑤ 本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置する場合に、主任技術者又は監理技術者の評価に代えて専任補助者の能力等で評価する試行工事である。
- ⑥ 本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
- ⑦ 本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
- ⑧ 本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じる対象工事である。
- ⑨ 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10km程度）において施工するものについては、同一の専任の

主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

- ⑩ 本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

本工事は、直接工事費の「施設点検工」「道路照明設備改修工（道の駅にしあいつ）」に係わるものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

見積採用にあたっては、見積単価（歩掛・材料単価・機械経費（賃料等））を採用することとし、労務単価については、公共工事設計労務単価を採用する。また、採用した見積単価（歩掛・材料単価・機械経費（賃料等））については、競争参加資格確認の通知をした日に電子入札システムにより配布を行う。

また、増工工種の見積活用については、主任監督員が指示した見積条件明示書に対して、見積もり及びその妥当性を証明する資料が提出され、妥当性が確認されれば、変更協議を行うことができるものとする。

- (6) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
- (7) 本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札とする。
- (8) 契約締結日は平成29年4月3日、契約期間の始期は平成29年4月1日とする。ただし、4月4日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、当面の間、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東北地方整備局(港湾空港関係を除く。)平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、維持修繕工事に申請を行い受理されている者であり、平成29年4月1日に認定がなされる者であること。（会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。平成29年4月1日に、平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、当該入札は無効とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成13年4月1日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

- ① 電気工事又は電気通信工事の施工実績

② 当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

③ 経常建設共同企業体（甲型）にあつては、構成員のうち何れか1社が、上記①から②までの要件を満たしていること。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

① 次に掲げるいずれかの実務経験又は資格を有する者であること。

(ア) 電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校の場合5年以上又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校含む。）若しくは大学（旧大学令による大学を含む。）の場合3年以上電気工事に関する実務経験を有する者。

(イ) 10年以上電気工事に関する実務経験を有する者。

(ウ) 1級若しくは2級電気工事施工管理技士

(エ) 技術士（電気電子部門又は建設部門）

(オ) 技術士（総合技術監理（電気電子又は建設部門））

(カ) 第1種電気工事士

(キ) 第2種電気工事士で免状交付後、電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者。

(ク) 第1種、第2種、第3種電気主任技術者で免状交付後、電気工事に関し5年以上の実務経験を有する者。

(ケ) 建築士法第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後、電気工事に関し1年以上の実務経験を有する者。

(コ) 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測設備、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて国土交通大臣の登録を受けた者に合格した後、電気工事に関し1年以上の実務経験を有する者。

(サ) 社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後、電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者。

(シ) 監理技術者資格者証（電気工事）を有する者。

② 平成13年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、下記(ア)及び(イ)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての施工経験は出資比率が20%以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工経験については、

出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。)

ただし、専任補助者を配置する場合、主任技術者又は監理技術者の下記(ア)の施工経験は、(ウ)に掲げる施工経験（以下、代要件という。）に代えることができる。

(ア) 電気工事又は電気通信工事の施工経験

(イ) 当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(イ)「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

(ウ) 維持修繕工事の施工経験（代要件）

「維持修繕工事」とは、上記2.(2)に示す工事種別とする。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格講習修了履歴）を有する者であること。

④ 経常建設共同企業体（甲型）にあつては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、うち1人が上記①及び②の要件を満たしていること。

また、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

(6) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(9) 郡山、白河または会津地方生活圏内（本生活圏に含まれる市町村名は下記※を参照。）に本社（本店）、支店、又は営業所が所在すること。

なお、本社（本店）、支店、営業所は、建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づくものとする。

※郡山地方生活圏：郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町

白河地方生活圏：白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

会津地方生活圏：会津若松市、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、喜多方市、北塩原村、西会津町

(10) 経常建設共同企業体（甲型）にあつては、全ての構成員が、(1)、(6)及び(9)の要件を満たしていること。

(11) 東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成26年度から平成27年度までに完

成・引渡しが完了した維持修繕工事について、次の要件を満たしていること。

① 当該工事種別の工事における工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。

なお、実績がない場合については、工事成績評定点を要件としない。

② 経常建設共同企業体（甲型）にあつては、当該工事種別の工事における当該経常建設共同企業体（甲型）の工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。当該経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、当該工事種別の工事における実績がある全ての構成員について、工事成績評定点の平均点が65点未満でないこと。

なお、当該経常建設共同企業体（甲型）としての実績がなく、かつ構成員の全てが実績を有しない場合については、工事成績評定点を要件としない。

(12) 入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は分任支出負担行為担当官の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない場合がある。

(13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の総合評価は、次の①から②までと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

② 施工能力等（企業の能力等、技術者の能力等）

(2) 総合評価の方法

① 標準点

本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

入札価格及び技術資料（上記(1)②。以下「技術資料」という。）の内容に応じ、上記(1)①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は40点とする。

③ 入札価格及び技術資料に係る総合評価

標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

なお、上記②の評価項目の詳細及び加算点の算出方法は入札説明書による。

(3) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

- (イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- ② 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒963-0111 福島県郡山市安積町荒井字丈部内28-1
国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所 経理課
電話 024-946-8161（直通）

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）

交付期間は、別表1. ①に示す期間。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記(1)の担当部局へその旨申し出ること。

(3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

申請書及び確認資料は、別表1. ②に示す期日までに電子入札システムにより提出すること。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得た場合は上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出することもできる。

(4) 見積書の提出

積算に反映させるための見積書を下記に従い提出すること。

① 提出期間：別表1. ②' に示す期間。

② 提出方法：電子メール又は郵送もしくは託送により提出すること。なお、電子メールによる提出先メールアドレスは、入札説明書による。

また、電子メールにて提出した場合も、後日、提出者の記名・代表者印を押印した見積書を郵送もしくは託送により提出すること。

③ 提出場所：上記(1)に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法

入札の締切は、別表1. ③に示す期日。入札は電子入札システムにより行うこと。ただし、承諾を得た場合は上記(1)の担当部局に持参、郵送又は託送により提出することもできる。

開札は、別表1. ④に示す日時に東北地方整備局郡山国道事務所入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行郡山代理店）。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行福島支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代える

ことができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (3) 入札の無効 競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 落札者は、上記3. に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その限りではない。
- (5) 配置予定技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置技術者（専任補助者を含む）の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 専任の主任技術者（又は監理技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、主任技術者（又は監理技術者）とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 契約締結後の技術提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合、かつ契約時における全体工期が180日を越える場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
- (10) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (11) 施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1)に同じ。
- (13) 競争参加資格を満たしていない者の参加
上記2. (2)に掲げる条件を満たしていない者も上記4. (3)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記2. (2)の条件を満たしていなければならない。
- (14) 本工事の競争参加資格に定める支店、営業所が所在することにより競争参加資格を有し、入札に参加し落札決定の通知を受けた者に落札決定通知後、契約締結前に建設業法に規定する営業所専任技術者の確認及び営業所の活動実態の確認に関する資料を提出させる場合がある。その結果、疑義が生じた場合は、建設業許可部局に情報提供するとともに、建設業法違反の事実が確認された場合等は、落札決定を取消すとともに、指名停止とすることがある。契約締結後であれば契約を解除することがある。なお、資料の提出を拒否した場合においても落札決定を取消す。
- (15) 本公告における内容の詳細については、入札説明書による。

別表 1. 本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日）を除く、午前9時から午後6時（電子入札の場合）。又は、午前8時30分から午後5時15分（紙入札の場合（上記4.(1)の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに下記のとおりとする。

①	入札説明書の交付期間	公告の日から平成29年3月7日午後2時まで
②	申請書等の提出期限	平成29年2月17日午後2時まで
②'	見積書の提出期限	平成29年2月17日午後2時まで
③	入札の締切	平成29年3月7日午後2時まで
④	開札日時	平成29年3月9日午前11時00分